

白岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(使用料の徴収) 第15条 略 2 前項の使用料は、隔月ごとに2月分を納入通知書又は口座振替の方法により徴収するものとする。<u>ただし、管理者が必要があると認めたときは、毎月徴収することができる。</u> 3 略	(使用料の徴収) 第15条 略 2 前項の使用料は、隔月ごとに2月分を納入通知書により徴収するものとする。 3 略